

各務原市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年度第1回定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和5年9月29日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 大 竹 大 輔

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査・行政監査

2. 監査の実施日及び場所

令和5年4月19日から令和5年9月29日まで
各務原市産業文化センター8階第1特別会議室ほか
（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

主として令和4年度の水道事業会計・下水道事業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、事務事業の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、収入伝票、収入調定兼収入伝票、支出伝票、支出負担行為決議書兼支出伝票兼振替伝票、契約書等の関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

事業管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支は、事業目的に照らし、適切か。 ・事業は、計画的に執行されているか。 ・企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。 等
経営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・経営成績及び財政状態は、良好か。 ・料金の収納状況は、良好か。また、滞納整理事務は、適切に行われているか。 等
事務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公印は、厳正に管理されているか。 ・個人情報等の管理は、徹底されているか。 等

第2 監査の結果

水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

下水道事業

○不服申立てに関する教示について

下水道使用料の納入通知書及び督促状において、不服申立てに関する教示が行われていません。行政不服審査法の規定に基づき、教示義務があるので、早急に是正されたい。

【要望事項】

水道事業

(1) 水の安定的な供給について

令和4年度においては、健全経営を維持しつつ、老朽化が進んでいく水道管路の更新、耐震化事業、水道施設の更新などを計画的に実施され、水の安定的な供給ができるよう事業の推進に努めた。

一方で、令和2年11月に水質検査を実施したところ、市内の水源において有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が国の暫定目標値を超えて検出されたことに関し、公表が遅れたことは、大変遺憾である。

有機フッ素化合物が暫定目標値以下になるよう、活性炭による浄化システムを整備する第一期工事を実施するなど、低減対策に取り組んでいるが、その原因や身体に及ぼす影響が明確ではなく、不安に思う市民も多くいると考えるため、工事の進捗状況、水質検査結果等については、市のウェブサイト等における速やかな情報の提供・丁寧な説明に努められたい。

一刻も早く市民に、暫定目標値を下回る水を届けることができるよう全力で対応を進めるとともに、近年の自然災害を踏まえ、災害に強い水道施設の維持管理に努め、危機管理体制を強化し、水道事業を取り巻く環境の変化や利用者のニーズを踏まえた事業経営に取り組まれたい。

（2）債権の適正な管理について

水道料金などの未納分に関しては、督促状の送付や給水停止などの処分を実施し、その解消に努められている。債務者の所在不明等によりやむを得ず不納欠損処分となる事例も多いことから、公平性の観点からも、債務者、相続人等の住民登録情報等の照会など十分かつ適切な調査を実施し、適正な債権管理に努められたい。

（3）有収率の向上について

有収率については、令和元年度以降、減少傾向が続いている。有収率の改善は、経営の安定・水資源の有効活用・環境負荷の軽減の観点からも重要であるため、先進的な取組をしている他団体の施策も参考にし、効果的な漏水調査の実施、漏水箇所の早期修繕などに積極的に取り組み、引き続き有収率の向上に努められたい。

（4）公用車による交通事故防止について

令和4年度は、職員の漏水修繕作業中における車両の操作誤りによる物損事故や交差点における自転車との接触事故が発生した。公用車の運転等に関し、日頃から注意喚起を行っていると考えますが、今後も事故の際の適切な対応はもちろんのこと、安全運転の周知徹底、車両の定期的な点検、実際に発生した事故状況の共有化を図るなど、十分な安全対策に努め、交通事故防止を図られたい。

(5) 上下水道料金徴収等業務委託について

上下水道料金徴収等業務委託は、5年間の長期継続契約となっている。このうち「検定満期量水器取替業務」については、5年間毎月同額の支払になっているが、年度によって交換する量水器の件数が大きく違うため、実績に応じた支払が望ましいと考える。予算策定、支払等の事務の簡略化を図るためとのことであるが、契約期間満了後において、仕様書の内容の見直しを検討されたい。

下水道事業

(1) 下水道サービスの安定的かつ持続的な提供について

令和4年度からの下水道使用料の改定により、自主財源を大きく増加させ、一般会計への依存度が下がったことは大いに評価できる。

節水及びコスト削減の意識の定着や人口減少等により、下水道使用料収入の大幅な伸びは期待できない状況の中、下水道施設の整備及び更新のため支出の増加や企業債の償還に伴う負担等が多く見込まれる。

今後、経営環境は、より一層厳しい状況が続くことが想定されるが、経営基盤の安定に向けた財源の確保に努めるとともに、公営企業の経営の基本原則である「経済性」を発揮し、引き続き安定的かつ持続可能な事業経営に取り組まされたい。

(2) 有収率の向上について

有収率については、前年度から減少しているが、令和3年度から実施している下水道幹線管路流量調査等により、雨水侵入等による不明水の原因を明らかにし、より有効な対策を講じられたい。

(3) 下水道への不正接続について

令和4年度において、下水道未接続世帯の普及調査の際、無届による下水道への不正接続が複数発覚した。下水道への不正接続は違法であることから、使用開始届の提出の周知徹底を図るとともに、不正接続が発覚した際には事務に遺漏のないよう、引き続き適正な使用料の賦課・徴収、厳正な過料処分等を行い、下水道事業の公正性を確保されたい。

(4) 公用車による交通事故防止について

令和4年度は、職員の前方不注意に起因する信号待ちの際の追突事故が発生した。公用車の運転等に関し、日頃から注意喚起を行っていると考えるが、今後も事故の際の適切な対応はもちろんのこと、安全運転の周知徹底、車両の定期的な点検、実際に発生した事故状況の共有化を図るなど、十分な安全対策に努め、交通事故防止を図られたい。